

第十三回
会

参議院議院運営・人事連合委員会會議録第一号

昭和二十七年七月二十三日(水曜日)午
後二時六分開会

委員氏名

議院運営委員

委員長 寺尾 豊君
理事 加藤 武徳君 理事 木村 守江君
理事 赤木 正雄君 理事 小笠原 三男君
理事 境野 清雄君

石川 榮一君 草葉 隆圓君
長谷山行毅君 溝淵 春次君
安井 謙君 加賀 操君
小宮山常吉君 高田 寛君
高橋 道男君 菊川 孝夫君
三輪 貞治君 大野 幸一君
相馬 助治君 松浦 清一君
大隈 信幸君 石川 榮一君
矢嶋 三義君 水橋 藤作君
兼岩 傳一君

人事委員

委員長 カニエ邦彦君
理事 千葉 信君
池田宇右衛門君
平井 太郎君 加藤 武徳君
三浦 辰雄君 溝口 三郎君
森崎 隆君 木下 源吾君
紅露 みつ君

出席者は左の通り。
議院運営委員

委員長 寺尾 豊君
理事 加藤 武徳君
木村 守江君
赤木 正雄君
草葉 隆圓君

委員

草葉 隆圓君

長谷山行毅君

溝淵 春次君

安井 謙君

菊川 孝夫君

相馬 助治君

石川 清一君

矢嶋 三義君

水橋 藤作君

兼岩 傳一君

人事委員

委員長

理事

委員

カニエ邦彦君

千葉 信君

池田宇右衛門君

三浦 辰雄君

木下 源吾君

事務局側

事務局長

参事(事務次長)

参事(記録部長)

参事(議事部長)

参事(委員部長)

参事(人事課長)

法制局側

参事(第二部長)

近藤 英明君

芥川 治君

小野寺五一君

河野 義克君

宮坂 完孝君

渡辺 猛君

岸田 実君

本日の会議に付した事件

○国会職員法等の一部を改正する法律
案(衆議院提出)

〔寺尾豊君委員長席に着く〕

○委員長(寺尾豊君) これより国会職
員法等の一部を改正する法律案に關
し、議院運営委員会と人事委員会の連
合委員会を開会いたします。

○カニエ邦彦君 質疑に先立ちまして、

過日人事委員会といたしましては、
本法律案の扱い方につきまして、人
事委員会に付託をされるのが適当
であるということ、理由を附して、
委員会の議決を以て議院運営委員会
のほうに申出をしていただくのでありま
す。遺憾ながら議院運営委員会におか
せられましては、参議院規則第七十四
条に基いて議院運営委員会のほうで審
議することにしたからと、こういう
ような、又書面を以てお回答にあずか
つたのであります。人事委員会とい
たしましては、未だにやはりこれは国
会職員の給与、身分の取扱に關する事
項であるから、やはり人事委員会にと
いう考え方でござるものであります。そ
の点につきまして、いろいろ今後のこ
ともあるかと思われまして、念の
ために一応伺っておきたいと、かよう
に思いますが、一つ御説明をお願いいた
したいと思います。

○委員長(寺尾豊君) 只今人事委員長
カニエ君のお尋ねであります。議院
運営委員会といたしましては、国会職
員は国家公務員法等の一部改正によつ
て、本年一月一日から特別職の国家公
務員となつた。それによつて勿論人事
院の所管を離れた、こういう見解を持
ちまして、今回の国会職員法等の一部
を改正する法律案は、いわゆる只今お
話の参議院規則第七十四条にいわゆる
人事委員会の所管ではない、こういう
見解の下に、議院運営委員会において
議決をした。こういうわけでありませ
うので、さうに御了承を賜りたいので
あります。

○カニエ邦彦君 只今のお話によりま
すと、国会職員が特別職になつたか
ら、従つて参議院規則第七十四条に
は、人事委員会の所管は人事院の所管
に属する事項と、こういう点を御指摘
になつてゐるのであるかと思ひのであ
りますが、併しながら本院におきまし
ては、一般職と特別職とを問はずで
は、あらゆるいわゆる国家公務員の給
与、身分につきましては、当委員会に
付託になつておるのであります。従つ
て現在でも保安庁職員給与法案なんか
は、これは立派な特別職でありまし
て、そうしてこれは現に付託になつて
審議中のものであります。かように考
えて参りますと、この保安庁職員給
与法もお返ししなければならぬと、
今の議運の御見解によれば、さうい
うことに相成つて来ると、かように思
います。併しながらこれはただ人事委員
会のみならず、各委員会でも、必ずしも
七十四条の規定に当てはめて、さうし
て自分の疑義の出ないような運営は當
参議院としてはやつて来ていないと私
は承知しておるのであります。従つて
こういうような問題について、特にこ
ういふ法案につきましては、昨年末も人事
委員会でこれを審議をして、付託にな
つておるのである。どうもさういふ点
がはつきりしないので、さういふこと
が議運として、この七十四条の規定通
りに今後もおやりになるということだ
れば、一応了承ができるかと思ひので
す、併しながらさういふことではなけ
れば、やはりこれは了承がしかねるのじ
やないか。それから仮にです。仮に七
十四条の規定でやることになつて
も、然らば議運はどういうことになつ
ておるかという、議院運営委員会の
それは、議院の運営に關する事項で
す。それから国会法及び議院の諸規則
に關する事項、弾劾裁判所及び訴追委
員会に關する事項、さういふことにな
つておつて、果してこの国会職員の給
与、身分に關するこの法律案の取扱
い、いわゆる七十四条の規定にもないとお
つしやるならば、議運の一体どこにそ
れがあるのか、根拠があるのか。こう
いうことと、今後七十四条そのままに
議運としてはもうおやりになるという
御意思なのかどうか。その二点につ
いて伺いた。

○委員長(寺尾豊君) お答えを申し上げ
ます。カニエ人事委員長の御見解も一
応私も御尤もだと思ひのであります。
ただ今回の場合は、いわゆる書面でも
申し上げました、只今お答えを申し上げ
ましたように、国会職員に關する限り
議運で取扱うべきものでないかとい
う見解です。従いまして今後におきま
しては、それを議運において取扱いた
す。さういふ考えであります。その
他のことにつきましては、或いはカニ
エ委員長のおつしやるようなことを
も、私委員長個人といたしましては、
成るほどさういふように考えられるわけ
であります。さういふ都合であります

から、この際は御了承を賜わつて、本委員会においてこれを取扱ふということを御了承願ひたいと思います。

○カニエ邦彦君 只今の議院運営委員長のお話で、大体了解をしてもらいたというところでありますが、人事委員会といたしましてかように申上げることとは、これは国会職員といえどもやはり国家公務員には違いない。国費によつて賄われるのでありますから、だからこれが特別な内容を持つとか、そういうものでない。少くともやはり国費で賄われておる限りにおきましては、やはり他の国家公務員とも何らこれは変わりがないものである、本質的には。だからそこには特別な離れた考えを持つて参議院自体も行われることが困るし、又事務当局もそういうことでやられることは困る。実は私どもがやかましくこの点を申上げておるのは、これは単なる噂かも知れません。併しなから特に国会職員だけは特別にその一般の公務員並びに一般の他の特別職と違つたその扱い方、身分、給与等におきまして自由にならやりたいというよりな、事務当局の事務総長以下の幹部の、まあ何と言いますか、露骨に言えば召使のように、一つ思うように自分に使う、そうして或るものは、そのさじ加減によつて、如何ようにでもとにかく取扱えるように特別にしておこう、ほかの一般公務員並びに他の特別職の公務員でありますならば、相当の給与並びに待遇、昇給等におきまして、自由な個人の意思においてさじ加減をするというところは許されていいのです。ところが国会職員もそういうようなことではいかんから、

それではまあ何とか一つ、今言いましたように、悪い言葉で言えば、自分の私兵のごとく、私の召使のごとく使おうというふうなことから、人事委員会のほうに付託をすると、つべこべと色々な問題がうるさかろう、徒つて議論ならば余り給手その他に対しても関

心もない、議院運営の面において支障がなければというようなことで、そういうように扱われるのではなからうかというようにですね。これはまあ単なる噂でしょうが、そういうことが聞える

ておるから、だから我々はそういうこと
とがあつてはならない。少くとも国会
職員に関しては、やはりそういうよう
なことが行われるということは非常に
困るということで、非常にまあやかま

しく関心が持たれるわけなんです。だからそういふ点も一つ十二分に議論としては御考慮を願つて、いささかも他の一般職、特別職の諸君と変らないよくなふうのお考えを願いたいと、こゝ

思つております。まあそういう点で特にこの点は明確にしておきたい、かように思つておる次第であります。

○委員長(寺尾豊君) よくわかりました。同時にまあそういうようなお聲

も耳にされたというお話であります
が、私どももいたしましては、事実と
の法案の審議に當つては、さようなこ
とのないように、従つて本日の人事委
員会との連合委員会も開いた、こうい

うわけでありますので、まあちよつとよろしく御了承をお願いいたします。

○木下源吾君 今のに関連しておりますがね。議連では、やはり国会職員といえども国家公務員であることは認め

ておるのですね。

○委員長(寺尾豊君) 勿論そうだと用

つております。

○木下源吾君　そういたしますと、国家公務員に対する保護をする立場のもの

のはどこだとお考えになるのですか。
○委員長(寺尾盛君) まああなたがた
でしよう。木下君のような大先輩でし
よう。

○木下源吾君 いや、まあそういう
ようなことなのではなくね。法律の上
において保護をする立場はどこんんで
しよう。これは事務当局から一つ聞か
して下さい。

○事務総長（近藤英明君） 一般職の公務員に關しましては、人事院がさうな役に當られることと存じます。元來特別職の職員に關しまして、例えば特に國務大臣とかその他というような列

拳されている方面については、さようなものが存在しないというふうに大体考えてよかろうと思います。国会職員にしましては、国会自らの自律的に關しましては、国会自らの自律的にさような保護の責任を又お持ちになる

ことと同時に議院運営委員会等に、すべて他の一般公務員でございますならば、任免に関してもハウスの委員会にかかつて任免されるというような問題はございませんが、国会職員に関する

限りは、議院運営委員会の同意或いは議長の承認というような行為を以て任免がせられるというような点までありますという点においては、そういう点で他と違つた又保護の規定も存在する

ものと、かように存じておる次第でございます。

○木下源吾君　そうしますと、国家公務員であるけれども、国会職員に関することは、国家公務員法によつては律

せられないと、こういうふうに考えておられるのですか。

○事務総長（近藤英明君） それは昨年
末に通りました法律によりまして、本
年一月一日から特別職と相成りました

以上は、他の特別職と同様であらうと存じます。

○木下源吾君　その他の特別職と同様であるならば、何故他の特別職がこの

国会の人事委員会で行う／＼所管事項としてやつておるのに、国会職員だけを区別する理由はどこにあるのですか。

○事務総長（近藤英明君） 他の国家公務員に關しまして、例えば裁判官、

檢察官というようなものに関する法律のごときは、法案委員会で取扱ひになつてゐる例もあることとでございます。

○木下源吾君 併し給与に関することなどはどこでやつておりますか。そう

いろいろな裁判所とか……。
○事務総長（近藤英明君） なお国会の職員につきましては、議院の運営に関する重要な関連のある面でございますので、これは議院の運営に関する責任

をもちこになる議院運営委員会が国会職員の任免等につきましては重要なる責任を持たれるという建前は、この国会法その他を通じて一貫した一つの方針が最初からあつたのではなからう。

うか」と同時に、これは人事院の所管になつておりました一般職の時代にも、その点は外されずに来ておつたという点があるかと思ひます。

は、今裁判所その他と言われましたが、そういう所の給手等はどこで所管しているか、どこでやつておりますか。

○事務総長(近藤英明君) 裁判官の給

手に関する法律は、たしか法務委員会
においておやりになつたと記憶いたし

ておられます。

○木下源吾君 裁判官の給与に関することはどこでやっているのですか。

○事務総長（近藤英明君） 只今答えていただきました通り、法務委員会において御所管になったと記憶いたしております。

○木下源吾君 元來この公務員法というもののできませんでした根本はどこにあるとお考えになっておりますか。

○事務総長（近藤英明君） 只今の木下さんの御発言に関連いたしましたは、

実はこの国会職員が一般職の公務員になりまして経緯と合せて考えたらどうかと存じますのは、国会職員法は公務員法に先んじて存在いたしておりまして、国会職員は元来国会職員法によつて

て規律いたされておつたのでございますが、御承知のフーバー勧告によりまして、国会職員が後に一般職の公務員法の改正の際に公務員法の一般職の中に入れられるという問題になつた際

に、フーバー公務員制度課長は、国会職員が一般職でない特別な職員であるという事情はよくわかる。併し或る時期において、日本のこの公務員制度を一定の機関において相当の改革を全面

的に行う際である。その際には、国会職員も同時に一緒に或る程度の一般基準的調整を均霑する必要があるので、暫定的にはこの人事院の配下に入れて、そうして一般職としての取扱いをして、国会

職員も又他の公務員と同様な規律を一応行ふ必要があると、こういう主張をたしかにたされて、そうしてそれが通りまして、あの公務員法の改正が行われ、

そうして国会職員も又暫定的に一般職の公務員となつたと、そうしてその際

に而もその暫定の期間は、昭和二十六年の十二月末日までよろしいと、こういうことからなつたと記憶いたしておりますが、そういう関係から、こういうような点もお考え願つたらばと存じます。

○木下源吾君 元来フーバー・セクションのできたことは勿論、その後のことは今言われる通りであつても、フーバー・セクションのできる根本はまた他にあります。それは公務員に対するいろいろの制限が加えられる代りには、一方においてはこれを保護する手段を講じなければならぬ。こういうようになつて、要するに公務員法のできたことは、一般的に公務員に対する制限規定と同時に保護規定が中心をなしていると思ふのであります。ただ従つて国家公務員法によるそれらのことを監視するために人事院をして、独立な機関として作られて、いやくも政府といへどもこれに干渉するところのでないようにしたという根本の精神があると思ふのです。然らばそのような国会議員が国会の仕事に特別にやるのだからといつて、そこだけでこれは限定されると考えるのは、新しい公務員法の精神に基く私行方ではないのではないか、こういうふうにか考へるのです。その点についてはどうですか。

○事務総長(近藤英明君) 一般職の公務員でありました間に、いろ／＼一般職の建前で制限を受けたわけでございますが、そのために国会議員として有利な面もありました。元来国会議員が特殊な勤務であることは明らかでございますので、これらの職員につ

いて、国会で自律的にその国会議員の規律をお定めになるということも私は受当なことであらうと存じます。のみならず、他の行政府の職員に關しましては、国会のみからこれを監督するといふようなことは到底不可能でありましようし、又人事院といふものが専門におやりになるわけでございますが、同時にこの政治的な関係の不当な人事といふようなことの行われないために、人事院の存在が又一般の行政府職員に對しては必要な措置でございます。ところが、国会議員に關しましては、むしろ国会のこの真中にさらけ出されておる關係から、最も強い監視を受けておる状況ではなからうか、かように考へますので、国会のみからの監督なり、自律によつて十分なそれらの保護といふ面においても行われるものと、かように存じておる次第でございます。

○木下源吾君 国会のみからによつて監視を受けておるといふことの事實は、同時にその保護の面においては、独立機関である人事院の所管にしなければ、この職員といふものの身分の保障なり、或いはその他の保護といふものは受けられないのではないかと、逆にそういうように考へることは受當であらうと思ふのです。その点に關してはどうですか。

○事務総長(近藤英明君) 従いまして身分の保障といふことにつきまして、は、この国会議員法におきまして、相当な深い考慮を払ひまして、公平委員会の制度その他も特に置くといふ措置を講じてある次第でございます。

○木下源吾君 そうすると、事務当局の見解では、特別職である故に、人事

院の所管である国家公務員法に對しては、何ら關係のないといふように基本的には考へておられるのか。

○事務総長(近藤英明君) 公務員法の關係におきましては、公務員法の特別職の職員であるといふ点だけだろうと存じます。

○木下源吾君 やはり根本は公務員法による特別職であつて、公務員法によつて律せらるべきものだと思は考へるのだが、その点はどうかといふので

○事務総長(近藤英明君) 御承知の国家公務員法におきまして、特別職に關しては一般職のような規律は存在いたしてないものと心得ております。

○木下源吾君 規律が存在しておらんとする点だけで、国家公務員法に關係がないといふのではなく、私の言ふのは、主として国会から独立した保護を受ける権利がないのか、この国会議員といふものは、こういうことを聞いておるのです。

○事務総長(近藤英明君) そのためには、公平委員会というやうなものを置くといふ建前にいたしておるものでございませう。

○木下源吾君 議院において公平委員会を作るとかといふやうなこともいいでありましようが、国全体としての保護を受けるというよりも、国会だけの保護を受けるというよりは非常に範圍が狭いのです。国全体としての保護を受けるといふことに對してはどう考へるを持っておられるのか。その

○事務総長(近藤英明君) 公務員法の

特別職と相成りました以上、国家公務員法の一一般職と同様に、人事院に、何といふますか、おんぶするといふやうな形式はとれないものだ、かように存する次第でございます。

○木下源吾君 御承知の通り、マツカーサー覚書の中には、いろ／＼の制限を受けることはある、公務員の持つておる性質上。だが他面においては、この保護の手段を講ずる義務を政府に負わしておるのです。この点は明らかだと思ふ。政府に負わしておる。なぜ政府に負わしておるかといふと、給手の一点をとつて見ても、如何に事務総長が頑張つてみたところ、やはり給手は国民の税であり、国の所管に屬するものであつて、政府によつて割当てられるとか、或いはそれをつまみ分けてもらふ、そういうことをしなければならぬと思ふのです。従つて基本的には国会は最高權威であるけれども、公務員として使われておる人たちは同時に国家公務員である。従つて国家の保障を受けるというところは正しくないか。国家が保障をする、今の委員会では、これを国会の所管にするといふ根本的な考へ方は、成るほど特別職である、特別職であるからして、国家公務員として受ける利益などは更に考へない。国会は国会でやるのだ、国会の保護を受けなければいいのだ、こういうふうに聞えるのです。私どもはそうではなく、国家公務員法といふのはそういう建前でできておるのではない。同時に国家公務員法があつて、特別職といふものが生れておる。根本はやはり公務員法によりできておるのだと思ふ。そこで公務員法は何によつてできて来たかといへば、先ほど

も言うように、いろ／＼公務員といふものの性質上、労働の権利、或いは政治に關する制約だとか、いろ／＼そういうものが制限されておる代りには、同時に国家がこれを保護する義務を負わされておるというのが、あの覚書の内容だと私は思ふのです。然らば国家から受ける保護と、国会からだけ受ける保護とは、おのずから公務員の保護に厚薄があるのではないか、又違ひがあるのではないか、こういうふうに私は考へるので、根本は私にそこにあるのではないか。その点をよく総長が了解せられれば、国の保護を受けるほうがおるといふことも考へないかどうか。単なる国会だけの保護を受けるというのではなく、それを私はお尋ねしておるのであります。

○事務総長(近藤英明君) 国会議員の、今まで一般職の公務員として受けておりました利益になるやうな面、そういう面はこの国会議員法によりまして、又十分に保障いたされるようにしてあるものと心得ております。

○木下源吾君 それは十分でも、十二分でも、十三分であらうが、根本的なことを私はお尋ねしておるのです。根本的には国家の保障を受けることが正しいのではないか、そういうことを私は今お尋ねしておるのです。

○事務総長(近藤英明君) その点は特別職といたされて、国会議員の特殊性に合ふやうにいたさうといふ点から出て来る問題かと存するわけでございます。

○木下源吾君 特別職それ自身が公務員法によつてできたのでございませう。然らばやはり公務員法が基なんです。

○事務総長(近藤英明君) 御承知の通り、国会職員の中でも、過去におきまして、事務総長とか法制局長、図書館長というようなのは特別職であつたわけでございます。併しこの特別職であつた三人の扱いは、全く今度の国会職員法の他の職員に当てられておる法規と違ひまして、純然たる他の特別職と同様な扱いになつておつて、人事院の保護を受けない立場に置かれておつたものであります。併し今回の国会職員法は、全面的にこれは公務員法の改正によりまして、国会議員の全部が特別職と相成つたという関係で、職員の全部が特別職の職員である以上は、これに對しては、一般職であつた時代に受けるべき利益、こういう利益は十分に国会内においてこれを与える措置を講ずるといふ建前で、この国会職員法は立案いたされておるものでございます。

○木下源吾君 私は今尋ねておるのは、そういうことを尋ねておるのは、根本的に何を尋ねておるのかわかりません。特別職であつても国家公務員である。国家公務員である以上は、公務員法によつて律せられるものである、基本的には。然らばこれは利益の保護、そういうのは国から受けるものである。こういうことは私は前にも申し上げた。然らばその保護する立場は、国は何によつて保護する立場にしておるのか。それは言うまでもなく人事院である。こういうことになるのである。人事院であるならば、人事院の所管する事項であるとか、そういう問題よりも、人事院を監督するとか、或いはこれを監視するとか、この保護を十分にさせるべきところの責任

を持つ国会の中の人事委員会というものが国会議員の身分、給与、そういうものはやるべきではないか、こういうことを言つておるのであつて、私はその他の二つは枝葉末節だと思ふのです。

○事務総長(近藤英明君) 御承知の通り、国家公務員法第二条に申します特別職の総理大臣とか、國務大臣、人事官、官房長官、官房副長官とか申しますのは、これらの特別職に關しては、これは国家公務員法による特別職の職員でございますが、これらは何ら公務員法上の保護規定は存在いたさないものでございます。それで国会職員は、この公務員法の附則の規定によりまして、昨年の十二月末日を以て特別職となつた。そのままで放つておきますと、これらと同様なことになりまして、それではいけません、だから国会職員に關しては、公務員法の一般職の下において受け得たところの利益になる面は、これをよくよく取入れるようにいたそう。そして国会職員の特殊性を生かすようにしよう。これが国会職員法改正の本質であるわけでございます。

○木下源吾君 職員法の本質を聞いておるのじやない。私はさつきカニエ委員長から言いました、この所管はどうかというのをきめるのに便宜的にこうしたとか、国会の職員だからこれは保護するべきだ、こういうふうなことで、あやふやなことで決定せられておるから、私は、根本的にそうではないのではないかと、これを明らかにするために今お尋ねしておるのである。今事務総長のように、飽くまでもこれは、国家公務員だといふけれども、実は大蔵省から金は取つて來て、これは国会だけであつて自由にや

つてゐるんだ、そして保護も懲罰も、何もかも皆自分達でやるんだ、こういうならこれは別だけれども、いやしくも公務員制度というものが生れたのは、そういうことの弊を除くこととするところにあつたのだから、いいですか、それを除くためには、公務員法ができ、人事院ができ、国会に人事委員会ができるので、国会職員を国家公務員として十分保護を与えるということになる、人事委員会がやるのが妥当ではないか、こういうことを私はお尋ねしておるのである。

○事務総長(近藤英明君) 只今の最後の御発言は、この付託を人事委員会に付託すべきではないかという御議論であると存じますが、その点につきましては、事務総長からお答えするのは却つて筋違いじやないかと心得るわけでございます。運営委員会において御決定があつた決議によつて決定したものでございまして、事務総長の見解を申し上げることは却つて適當ではなからうと存じます。

○木下源吾君 国会のことは議長に限って、そして事務総長は国会役員であつて、議院運営委員会に付託するかわからない、窮極的には議長が決定するのであるまいか。

○事務総長(近藤英明君) 通常、法案が提出された場合に、どこに付託するかは、議長が直ちに付託したされるわけでございます。その場合には、事務当局におきまして、これはどこに關連が深いかで決めるわけでございまして。ところが今回の場合におきましては、人事委員会から、これは人事委員会に欲しいという正式の書面が出ましたわけでございます。かような場

合、つまり或る委員会から何々の委員会に付託すべきだといふような御意見がはつきり出た場合におきましては、これは議長が議院運営委員会に諮り、議院運営委員会の意向によつて決するの慣例でございますので、今回は議院運営委員会に諮り、議院運営委員会がこれを人事委員会に付託すべきやなべてしという決定をいたされたわけでございます。

○木下源吾君 たま／＼人事委員会からそういう申入れがあつたから議運にかけた、と言つておられるが、實際は議運でやるということがあるとおるといふ、そういう話があつたから人事委員会から出した。これは人事委員会の職員法を前に出さなければならぬ、不備だ、我々のほうでそれはいろいろ検討した。ところが今度はこれを暫定的であつて、そのうちに速かにこれを正式なものを作るのだといふので、我々は当時人事委員会にこれを承知したのです。そういう経緯は議長もわかつてゐるらしい。当時の記録を見れば皆わかつてゐるはずだ。であるから、何故に今回に限つてこれを議運でやらなければならぬかといふことに對しては、その経緯から見れば、私共は疑問を持つておるわけだ。そういう疑問を持つておるに、殊に人事行政に關しては人事委員会は専門委員会だ。特別委員会、専門なんです。昔のようには、人を使つて誰が金のあるだけを使つて出さうと、そういう時代ならばこれは別でありますけれども、少くも科学的

に、合理的な根拠に立つて公務員制度を確立しようとする本院の立場からすれば、全く議運は素人だとは言ひませぬけれども、堪能ではありませんが、なお本院においては、人事委員会は人事一般に關するところは専門であるのであります。その専門であるところのものを何故にそれを避けねばならないのか。私は逆に言うならば、総長の今言ふがごとく、議運がそききめられたといふけれども、私は、何事によらず、あなたがかた国会の役員のかた／＼が議長のおまわりになつておる実情に鑑みまして、私は事務総長に大いに責任があると思ふからお聞きしたのである。窮極に言へば、議運がきめたからといふことで逃げられることには、私は承服できない。そうならば、今のやうなことを議運の委員長にお尋ねしてみたい。それが、お答えはできません。なぜなら、そういうことになるので、甚だ無責任なことをおつしやらずに、内容をもつとさつくらんにお話になつて、そして御答弁をなさつたら私はいいのではないかと、こう思ふのであります。が、今までの御答弁を聞きますと、お座なりのことであつて、我々は承服できませんから、そういうことを時間つぶしに言つておつても仕様がありません。従つてあつては、この法案の内容審議の過程において、いづれが正しいかといふことを我々の手によつて明確にしたいと思ひますから、これで質問を打ち切ります。

○水橋肇君 実は先ほどから議運でこの問題が決定したと、こういう報告でしたが、甚だ恐縮ですが、私もやは

何ら禁ずるところでもございせんし、又当然のことであるかと存じます。必要とあればお聞きになるということも、私どものほうも又関知することではないんじやないかと存じます。かように考えております。

○千葉信君　その通りだと思つたのであります。そこで私は、一応この際は、先ほど委員長が希望されたように、一応ここでは事務総長から代理の御答弁を願ふということにして、場合によつては提案者の御出席を要求することがある

かも知れないということを条件として、以下質問に入りたいと思います。

先ず第一に問題となることは、この古い国会職員法の改正案を提案するに當つて、昭和二十二年四月三十日に施行され、更にその後一回の改正は行われておりますけれども、何といましても現在の国家公務員法等が制定される以前の法律でございます。そういう古い昭和二十二年の四月三十日、旧帝國議會當時に成立した国会職員法の残滓が今でも相当尾を引いているという

ことは私どもこの法律を一見して感ずるところでございます。その中でも一番問題になりますことは、成るほど第一条に対してはいろいろ改正が行われてはおりますが、併しこの改正は本當に民主的な改正というよりも、例えば第一条の第一号から第五号に亘つて、完全に身分制度の形態が謳われております。国家公務員法等におきまして、こういう形態はとられておなかつたのが、どうして本法律案においてはこういう身分制度を存置するよう

な、身分制度を依然として継続するよ
うな改正を行われたか。先ずこの点か
ら承わりたいと思います。どういふ必

要から……。

○事務総長(近藤英明君) お話の点につきましましては、実はこの起草いたしました際、或いはそれよりも前から両院の事務局といたしましては、これらの参事とか主事とかというこの区別の問題かと存じますが、別に専門員とか調査員とかいう名前があつては悪いという意味じやなからうと思ひます。身分の差に勿論ありますが、極端な身分の差かと思ひますが、そうでなくて、参事とか主事という区別或いは専門員、調査員、調査主事というようないう段階、こういうような名称に身分上の差が残つてゐるかどうかという御質問かと思ひますが、この点につきましては、かねてからその必要はもうだんだんなくなつてきておる、こういうふうな考えを持つてゐるんです。

それからなおそれと公務員法の関係において、漸次これが縮められてきて、現在事務官、技官、雇、こういう区別にされてゐるのは御承知の通りでございます。ただ併し雇というのとは片一方一般職には残つておる。技術官と事務系統と分けると、事務官、技官ということになりまして、職務内容による完全な分れ方ですが図書館で司書、専門調査員、こういう分れ方は、現段階ではどういう方法をとつても消すわけに行かない。

もう一つ、参事という名称につきましては、実は多少は身分的な差というものも無論ございしますが、もう一つは、国会法の関係から、参事は議場における議事の運営をする面において、参事をして何々をさせるという、参事の所管する仕事がございますので、国会法の関係等から申しまして、参事で

なければならぬという点があるという点から、これらを一体どういうふうに調整したらよからうかという問題は、実はここ数年來両院の事務局で検討を加へてゐる問題でございます。現在において、この身分的な区分として参事、主事というふうな区分が絶対に必要であるとは考へておらないのであります。併し、といつて今ここでこれを廃止するか、或いは何とかするといひましても、一応国会法のほうを手をつけん、全部参事にしなければならぬといふことも、そういう点で必らずしも適當でない。

もう一つは専門員、調査員、調査主事という点、こういう問題を残しておきながら、片一方でそれらの問題についても将来研究すべき余地も多々あるのに、この際ここだけを手をつけても、何と申しますか、びつこな状況になる。それから他にも、現在雇というふうな名称も残つておる。今一点は、現行の恩給法、共済組合法というふうな関係から見まして、必ずしも好ましい、又必要止むを得ない制度ではないが、現段階においては、このままこれは手をつけずにおこうということ、将来においては、それらの調整ができる方法を考慮するようにしたい。国会法の参事というふうな職分関係等についても、参事というの、一つのこれは職であり、古い言葉で申しますと、官であり職であるというふうな意味で、国会法では使われておると思ひますが、国会職員法では、昔の言葉で言つて官であり職ではないというふうにもとれると思ひますがその点から申しまして、こういうものは今一段他の一般職公務員のほうの動きとも脱み合

せ、恩給法等とも脱み合せて、こういうものはその必要に依じた調整を行いたい、そういう意味から、今回はこれに手を触れないということと参つたわけでございます。

○千壽信君 総長のほうから先を越して、恩給法に関する問題が出たのでございしますが、私は一番その点が問題になると思ふのであります。勿論制度としての身分制度そのものにも私どもは反対なんです。併しその身分制度が更に給手等にまで影響を及ぼし、不利益な扱いを受けるような事態が起るとすれば、現在あらゆる立法が民主的な方法で改正され、或いは又立法されていながらもかわらず、今新たに改正されようとする法律の中で、更にその身分制度を存続するような改正は行なつてはならないと思ふのです。そういうやり方は間違ひだと思ふのです。そこでどういふ点に不利益が生じて来るかという点になりますと、これは事務総長のほうから、立案の過程において、いろいろ問題になつた点でありまして、御質問申上げますけれども、

一体今の恩給法は、これは国家公務員法の制定當時から新恩給制度を確立しなければならぬ、それが現在人事院の作業の状況、その他いろいろ条件の中から相当遅延をして來てゐるわけですが、併し本来ならば、もうすでに新しい恩給法は制定されていなければならぬかつたはずなんです。ところがそういう状態で、未だに旧恩給法が適用されておるといふ現在の段階において、今の恩給法の中にあつて、こういう身分制度を設けるために、一体どういふ、この第一案にあるどういふ職員が不利益な取扱ひを少くとも現在の恩

給法で受けることになるか、その点はどう將來これを救済するといふお考えで作られたか、その点も承わりたい。

○事務総長(近藤英明君) 恩給法の今の建前から申しますと、確かにこれはお話の、おつしやりたい点は主事補以下の点かと存じます。主事補以下の問題は共済組合に委ねられておるといふことは、これは事実でございます。併しこの問題は恩給法の改正から行くべきものである。この恩給法の改正が速かに行われることのほうが先ではないかと考へられたわけでございします。無理にこの職員法だけでこれを手をつけるといたしまして、ちよつと方法がつかないといふことで、今回は職員法の側からそれらのほうに手をつけるといふふうにとり組まなかつた、こういうわけでございします。なお又恩給法の点につきましては、必要があれば人事課長から御説明申上げてよろしいと存じます。一応私のほうはそういうふうになります。

○委員(寺尾豊君) では人事課長のほうから……。

○参事(渡辺猛君) お答えいたしました参事、主事、主事補等の身分上の名称を撤廃したらどうかという問題については、我々にもかね、そういう意見を持つておつたわけでございします。そうして国会の各機関のこの法律案の打合せの際におきまして、そういう問題がとり上げられておつたわけでありまして、併し現行恩給法が主事以上に適用がある。そういうふうな関係上、暫くこれをこのままにしておきまして、そして近き將來に新しい恩給法ができました、そして現在の職員以上が恩給法の適用を受けるという

際に、その際にもう一遍これを検討しようではないか、こういうことで、今回のままにいたした次第であります。

○千壽信君 それではその問題は措いて、次の質問に入ります。昨日職員組合の諸君等からも、いろいろ意見が出たおつたようでありまして、昨日の職員組合の諸君から御意見の中で、いろいろ要望事項がございましたが、その中で、第六項と第七項の点について、組合の団体交渉権を確立すること、給手を法律事項とすること、この点については、現在のところ直ちに如何ともしたいかも知れないから、これは將來に互つて、要望事項として何とかこの問題を解決してもらいたいといふ、非常に謙虚といふか、消極的といふか、率直に言つて、眞摯な意思が表明されたようでありまして、私はこの問題は、職員組合の諸君の要望の如何にかかわらず、大きな問題と思ふのです。それは御承知の通り、国民の血税で負担されてゐる国家公務員に対する給手等の問題については、これは明らかに国民の納得し、而も正しく公平だと思ふのです。そのためには、給手等の問題は、これは当然民主的な国家にあつては、方法上によつていふことが正しい方法だと思ふのです。最近私どもがいろいろ審議いたしました給手法案等を見ますと、例えば一般職の職員の場合は勿論のこと特別職におきましても、或いは又その特別職の中にあつても、例えば海上警備隊であるとか、或いは在外公館に勤務する外務公務員の給手であるとか、或いは現在付託されてゐる警察予備隊等の給手の問題にい

たしとしても、はつきりこの給手全部を法律で定められ、若しくはきめられようとしております。ところが国会議員の場合に、今度のこの提案されている法律案を見ますと、この重大な給手に関する問題が、この法律に明定されようとならないで、そうして議長権限でできたり、若しくは今あなたがたのほうで準備されているようでありまして、国会議員給手規程の一部を改正する規程案などというものが準備されているようでありまして、行政各部でさえも、はつきり給手の問題については、法律を以て定めようとしているのに、立法院でありながら、その立法院自体がむしろ行政各部の考えよりも後退した逆コースをとろうとしておられるやうなことは、これは私は承服できないと思つたのです。一体どういふ理由で法律によらうとならないのか、なぜ規程等によつてこの重大な問題を処理しようとしてゐるか、この点についての御見解を承わりたいと思ひます。

○事務総長(近藤英明君) 給手が原則的に法律によるべきものであるというお考えは御尤もだと存じます。ただ国会議員の給手の規程につきましては、これは国会議員法の委任に基づくものでございまして、委任によつて給手規程が作られ、その委任によつて作られる給手規程は、どういふ手続で作られるかと申しますと、両院の議長が両院の議院運営委員会の合同審査会に諮るといふ慎重なる手続が踏まれることと相成つておりますので、これはあえて法律による手続よりも非常に劣つた手続とは考えられないものだと存じます。他の各省等でありまますならば、こういう方法をとる方法が全然ございませ

んのので止むを得ませんが、国会においては、幸い両院議長が協議し、議院運営委員会の合同審査会に諮るといふ慎重な手続を踏むことができる。そうしてそれによつて作られるということであるならば、これでは他の公務員との関連からいいたしましても、必ずしも不当ではなからう、かように考えるわけではございません。なお又その内容におきましても、他の一般の公務員には関連のないような、こちらだけに関連のある点をきめなければならぬ点があるかと思ひますが、そういう場合には、両院のこゝろ手続だけで行われるということ、それでいいんじゃないか。それからなお従来から国会議員の給手の規程であつて、法律によらなかつたというこゝろによつて、国会議員が給手の上において不利益を受けたというやうな例は一回もなかつた、こういうことも又一つの理由になると思ひます。

もう一つは、他の公務員の実情の変化等に應じまして、この両院は、他の公務員の実情並びに国会の実情に鑑みまして、容易に国会のみならず改正の手続を踏むことができる、こういう又便益もある、かような建前から、これは給手規程という制度が存続されておるわけではございません。

○千善信君 私は只今の説明に、個別にはどの説明にも納得できないのであります。むしろ只今の御説明を承わつておきますと、それだからまず法律できめなければならぬ問題になつておられます。第一、今事務総長は、これは国会議員法という法律の委任事項として規程によるのだから、その点では何も法律できめないことにならんじやないか、一向それで差支えないじやないかという、こゝろ御答弁でありましたが、これは国会議員法の場合には、今事務総長が言われたやうな体系をとられようとしておりますが、例えば国家公務員法にいたしましても、或いは外務公務員法にいたしましても、或いは保安庁職員法にいたしましても、その法律の中で、全部これはもう給手については別にこれを法律できめる、こゝろこの国会をとおつておきます。ところがこの国会議員法の場合には、これを法律によるというこゝろを排除して、そうして議長権限できめるのか、議長はこれをきめることができるのか、そういうやり方をとつておられることが、これが第一いけないと思ひます。それから又さういふ規程できめることにしても、国会の場合には行政各部などとは少し話が違ふから、国会には国会議員がいて、而かもその国会議員が両院で構成する委員会の席上においてこの規定等を審議するのだから、全く法律で定めることが同じ条件ではないかという御意見であります。これは私はその通りには、額面通りには受取れないと思ひます。それはなぜかという、これは国家公務員、特に一般職の職員にいたしましても、或いは国会議員にいたしましても、この給手の問題で大事に思つておればおられるだけ、さういふ給手の具体的な決定というものは恒久的なものではないから、若しくは又はつきり確定されたものでなければならぬ。ところが今事務総長の御意見によつて、両院の合同委員会の席上でこの問題を審議するということになりますと、絶えずその委員会の構成がその結論に影響を及ぼすと思ふのです。例

えば現在のように、自由党が圧倒的に多数を取つてゐる場合には、これはどうしても公務員諸君にとつて必ずしも有利な結果は、結論は出ないといふことになると思ふのであります。又逆の立場からいへば、進歩的な政党が牛耳つておられる場合には、これは或る程度公務員が納得できるやうな結論が出て来る場合もあるだろう。さういふやうな、そのときの国会の構成如何によつて左右されるというやうな、さういふ不確定なやり方をするということは、少くとも給手によつて生活をし、給手によつて自分の一切の生活を賄つておる公務員諸君等の立場からいへば、これは相当重大な問題になつて来ると思ふのであります。やはりもう少し公務を民主的に、能率的に運営するのために、さういふ労働条件、労働条件の中でも特に大事な給手等の問題については、はつきりこれは初めから確定しておるものでなければならぬ。そのときそのときに動かせるやうな規程や、又その規程がその国会の合同委員会の構成の如何によつて左右されるやうな不確定なものであつてはならないといふことにならうと思ふのであります。さういふ立場から行けば、私は事務総長が簡潔的に申された、今の規程でもよろしいというお考えには全然賛成できないことになるのです。さういふ条件は起らないと議長は一体お考えになられますか。

○事務総長(近藤英明君) 国会の構成によつて、そのときの勢力関係によつて影響を受けるということは、これは私は法律であつても同様ではなからうかと存じます。それは法律であらうと、法律を審議せられる場合には、そ

のときの勢力関係で、有力な勢力の意見がこれを左右するといふことは、法律といへどもこれと異なることはあり得ないと思ひます。

それから国会の職員はやはり一番身近に国会を見ておられますし、過去におきましても、国会議員の給手規程であつたために、国会議員は他の法律で行われてゐる公務員に比べて不利益な扱いを受けることがなかつたのみならず、将来もさうなことを受けないどころか、それよりもよくなることはあつても悪くなることはあり得ないといふ、かように確信している次第であります。

○千善信君 只今の御答弁、非常に私としてはお聞きしたい点だつたのです。が、一体今度の国会議員法に基く国会議員に対する給手の問題、当然これは法律で明定すべき事項であるにかかわらず、規程等によらうとした事実、それから又その規程によらうとした態度に強い反対が今までなかつた理由として、今議長が言われたやうに、場合によつては法律で規定されている場合よりも有利になるかも知れない、又有利になるかも知れないといふやうな印象を手えようとお話がどこからか出たといふことも承つておられます。さういふことも私は、さういふ給手といふやうなもの、一方が有利になると一方が不利になるといふことは、この国会議員であらうと一般職であらうと避けなければならぬ。どうしてかといふと、給手の問題は不公平から起る問題が一番多いと思ふ。さういふ場合に、不公平になるといふことを初めから前提にしながら、若しくはさういふ方向に向くであらうという印象を

手えながら、而も今度の場合に、これを法律によらずに規程に持つて行こうとしたと、そういうようなお話を私は承わつておりますが、一体この法律を立案される場合に、給手の問題についてはどういふ考え方、本當に法律によらなければ有利に持つて行けるであらうというお考えで規程に譲ろうとされたのか、その点をこの際はつきり承わつておきたい。

○事務総長(近藤英明君) お答え申し上げます。規程によりまして行方からいって、他の公務員と不都合な、不公平な利益を受けることが妥当でないという御意見、これは御尤もと存じます。さような魂胆を持つて立案したというわけではございません。ただ国会職員は、御承知の通り他の一般公務員と非常に性格、職務の状況等が違ふという点からいたしまして、今後におきまして国会職員に最も適する給手の制度等を考慮して決定するには、このほうがはるかに有利であらう。最も適当であるというものが、これが国会職員には有利である、こう見てよからうかと私どもは考えております。先刻有利である、或いは或る場合には有利であるというのを申しましたが、有利であるというものは、国会職員に最も適する内容のものが最も国会職員に有利である、かように申したらよからうと思ひます。

○千葉信君 そこで問題が具体的な内容に触れて来たようですが、大体一つの例を挙げてみても、法律によらなければ有利になるとか、不利になるとかいうことは問題外として、少くとも不利な条件が起つて来るか来ないかというところがこの際又問題になると思ひ

ます。その中の一つの例として、例えば現在の専門調査員諸君の場合を見てみますと、今事務当局のほうでいろいろ立案されているという給手規程の一部を改正する規程等によりまして、今度の七条で専門調査員諸君は前項の扶養手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給しない、こういう条件が出て参つております。そうして而もその扶養手当額を月別に専門調査員の諸君にあてはめて計算して見ますと、扶養手当大体千五百円、それから超過勤務手当については六千四百乃至七千円という給手がこの七条によつて削られるという結論に落ちるようでございます。それから又一方従来の専門調査員の給手というのは十五級職であり、第二号は四万一千円、第三号は四万五千五百円、それから第四号になればこれは五万四千円、ところが今度のこの規定によりまして各議院事務局の常任委員会専門員に給手として決定されようとしてゐる規定案によりまして、一号給が三万九千四百円、二号給が四万七千円、勿論ただこのうちのたつた一つ十五級の第三号に対しては暫定的には五万一千三百円を支給するという方法がとられております。この規定から行きますと、明らかに第十五級三号以外の専門員の場合に、これは明らかにこの規定上から行つても不利な取扱ひを受けることに規定されようとしてゐる、この点は一体どうですか。

○事務総長(近藤英明君) 専門員の給手が現在に比べて不利だといふ今のお話でございますが、これは計算のいたされ方によると思ひますが、扶養手当の問題も只今出ましたが、御承知の通り現在の専門員は他の一般の職員に比

べまして年齢が高いのでございまして扶養家族は少ないのでございまして。例えば、実情によりまして現在の十五の三といふかたは「コマ」何ほにしか扶養家族はなつていないのであります。十五の二といふかたは三といふことになつております。それで他の職員の年齢層の若いものと同様な仮に計算ででもいたしますれば、これ又扶養手当が下るといふ計算は出ると思ひますが、これを実情を基礎といたしまして、それから超過勤務等を合計いたしました場合、今度のこの四万七千円といふものを仮に十五の二といふもので現在の専門員の持つておられる扶養家族の数、この実情を基礎とし、それに超過勤務等を考慮いたしまして一応これで計算いたしますと、大体こういうことになると思ひます。現在十五の二の人の本給が四万一千二百円でございます。これは扶養手当を見ますと千六百円、それから超過勤務が一万七千四百円、合計五万三千五百円、こういう計算が本院で出るわけでございます。そこで四万七千円といふものに勤務地手当を合計いたしました五万八千七百五十円、それからもういたしますと十五の二といふものの今の合計五万三千五百円に比較いたしますと、五千二百五十円むしろ殖えたといふ計算が出ると思ひます。それで合計いたしますと、この四万七千円といふものは現在の十五の二といふものに十五時間の超過勤務を入れた計算が出てゐるわけでございます。

○千葉信君 そうしますと現在の専門員は全部今度新しく制定される二号給に切替へることになるのですか。

○事務総長(近藤英明君) 本院では十五級の二号といふのが一番多いわけでございます。極く数人のかた、三人かと思ひますが十五の三といふものはございしますが、それは今の特別のほうへ持つて行きます。あとは全部真中の四万七千円のほうへ全部持つて行くわけです。一番下の先刻おつた点かと思ひますが、私どももいたしまして、この点は職員の方の安全といたしまして、最も重要な点であるといふことで、この点につきましては慎重な議論を進め、研究を進めたわけでございます。併しこの点を論議いたしまするには、立案いたしました関係事務局の間におきましても意見の調整が極めて困難でございまして、いろいろ意見が出て参りまして容易に一致を見なかつたのでございまして、そこで当初におきましては、私どものほうはみなこれは法律でもどこに何とか詳しく書けるならば書こうじやないかという気持は持つておりました。併しいろいろ関係各機関の意見の一致を十分にごにに得ることが極めて困難な状況に立至りましたので、そこでこの点は訴願審査の基本原則だけを国会職員法に訓いまして、今度は内容につきましては、各機関につきましては各機関において自主的にこれを定めるといふ措置を取つたわけでございます。そういったしまして本院といたしましては、本院側のかねて主張いたしておりました不利な処分に対する措置として最も公平なる第三者によつてこの措置をされるようにいたしたいという主張をそのまま通すために、本院としてはここに公平委員会というやうな工夫をいたして来たか、こういう経緯でござい

ます。

○委員長(寺尾豊君) ほかに御質疑は

○事務総長(近藤英明君) この点につきましては、実は立案いたしました関係事務局の間におきまして、極めて慎重な、一番議論を闊わした問題でござい

ございせんか。

○木下源吉君 事務当局はなんですか、この給与というものは法律で定めるといふことが原則であるといふことをお認めになりますか。

○事務総長(近藤英明君) 先刻千葉さんの御質問にお答えいたしました通り、給与が原則的に通常は法律で定められるべきものであるというような点は、理論的には私も何ら否定いたすものではございません。

○木下源吉君 否定するものではないというだけでは、進んで給与は原則として法律で定むべきであるといふ考えを持つておるのじやないかと思ふ、それを聞くのです。

○事務総長(近藤英明君) 一般的に公務員の給与が法律で定められるといふことはよからうかと存じます。

○木下源吉君 よからうかではない、定むべきものであるといふことは確認せられないのですか。

○事務総長(近藤英明君) そりや申し上げてもよろしうございませう。

○木下源吉君 然らば何故にこの場合法律で定めるといふことを避けたのか。

○事務総長(近藤英明君) その点は先刻千葉さんに申し上げたような理由でございませう。

○木下源吉君 その理由をもう一通言つて下さい。

○事務総長(近藤英明君) 御希望でございますから、重ねて申し上げます。給与が原則的に法律で定められるといふことは、理論的に私もこれは肯定いたすものでございませうが、給与規程に譲りましたのは、これは国会議員法という法律による委任の事項であるといふ点、並びに委任せられてもそれを勝手

に、例えば事務総長が定めるとかいうような措置ではございませんで、両院の議長が議院運営委員会の合同審査会に諮るといふ極めて慎重なる手続が踏まれるものでありますから、法律で保障せられたと同様な保障が得られるものであると、かように考えておるのが第一でございませう。

○木下源吉君 委任によつてと言ふが、原則的には何かのものが皆法律で定めおるものであります。何故にこればかりそりやいふことをするか、殊にあなのお説をいろ／＼聞いておれば、すべて公務員は憲法によつて一部に対する奉仕者じやなく、全体への奉仕者であるといふ……委員会であらうか何であらうか、議長がこれを定めるといふことになれば、たとえそれは国会の議長であつても、一部の奉仕者になる虞れがあるのです。虞れがあるのじやない、そりやいふ現実になる。なつていゝ。それ故に公務員といふものは全体の奉仕者であるといふことを憲法でちゃんと規定してある。この憲法に規定してあるものを、憲法を守らなければならぬ国会が、而も国会の中核である諸君が、何故にこの一部の奉仕者になる危険のあることを冒してやるかといふことです。

○事務総長(近藤英明君) 給与規程であると給与法であるによつて、私は国会議員が一部の奉仕者になるといふことはあり得ないと存じます。のみならず現在の国会といふものは、私は決して一部の奉仕者になつてゐるとは存じておらないわけでありませう。

て全体の奉仕者だといふことは憲法に規定してある。それを議長が、而も法律で定めるべき給与のことを、議長の権限にこれを委ねる、方法はいろいろ方法でやろうとも、そこが私は腑に落ちない。そりやすると給与を議長の権限に委ねるといふことは、議長への一部の奉仕者になる虞れが十分にある。あなたたはさつきはその点については、給与の額が一般の公務員よりよくなる、或いは悪くならないかといふことを言つておるが、そのよくなることにおいて、却つて議長の手兵になる虞れがある。それ故に憲法は明確に公務員はすべての奉仕者であるといふ規定をちゃんと憲法は定めて、そして給与そのものを手える、それはいわゆる法律でこれを定める、こりやなつておる。それを今あなたの説明をだん／＼聞いて行くと、議長がやつて、委員会であるといふやうなことを言われるけれども、これは国会も法律も二階であるといふやうなことを言われるけれども、それは大きな違いなんです。それは全体主義的考え方なんです。議長は国会のすべての権限を専断できるといふやうな、そりやいふことに陥つてはいけません。そりやいふことはいけません。国会できめるといふことは議長できめるといふことと同一ではない。民主的に国会は最高の権威であるといふその一部である議長でしかないのです。私は何ほ国会であつてもこの憲法の精神を曲げるやうなことをするといふことは、私はこれは国会であるからなおさらいけないと思ふ。そりやいふ点についてはやつぱり議長は今までの考えを正当だと考えておられるのですか。

は、給与規程を議長が議院運営の両院の合同審査会に諮つてきめるといふによつて、国会議員が議長の手兵になるのではないかと御質問と心得ます。議長は国会議員に対しては監督権があるだけでございまして、議長自身の手兵に国会議員がなるといふやうなことはあり得ないと私は思ひます。し、又仮に給与規程を議長が議院運営委員会の合同審査会に諮るといふことをやるために、議長の手兵になるといふやうなことはあり得ないことと考へております。又さういふことはあつたこともないことだと私も信じております。

○木下源吉君 近代的な、民主的な公務員制度を確立するといふことは、このやうな給与の面で、くれる者に対して恩恵を受けたからこれに謝儀し、奴隷的になるといふことから解放するたに公務員法ができおるのだであつて、こで結果においては変るとか変らないとか、或いは手兵になるとか知らないとかといふことを言うのはなからして、給与のことは法律で以てこれをきめるといふことが原則であるにもかかわらず、この場合だけ国会議員の給与については議長がこれを定めるといふのは、旧いそりやいふ封建的給与制度に逆転するのではないかと考へてゐる。ただそれは議長が給与を定めてゐる、いろ／＼の手続でやるのだからそれは何でもない、こりや言われるけれども、給与制度それ自体の発達の跡を顧みて見れば、使用者の独善的な意思によつて給与を定めるからこそ、公務員なり使われる者が卑屈になる。そりや仕事も満足に行かないし、又立派な仕事ができる者もおべんちやらを

使つたり、いろ／＼そりやいふことを、卑屈なことをやらなければ、地位の保全もできないしといふやうな、又逆に幾ら能率が上り、或いは又有能であつても、そりやいふやうなことをやらなければ地位の保全ができないといふやうなことは、日本の今日まで行われておつた封建的給与制度である故にそりやであるので、これを民主的にするにはそりやであつてはならないといふので、制度の上においてこれを確立し、もらう者が当然の権利として受けることに改められて来たのが公務員法の精神なんです。然るにこの職員法において、そりやいふところは片鱗もなく、体系全体から見てもこれは旧い封建的な給与制度を維持しようとする、その弁解には何も悪い給与じやなく、或る場合にはよくもしてやるだのなどといふやうな恩恵的な、逆に言うならば使用者の恩恵であり、使われる者が奴隷的なものになるといふことは、これは公知の事実なんです。歴史なんです。そりやいふことを考へずに、ただ今あなたのおつしやるやうに法律で定めるといふ議長が委員会を諮つてやるのも一緒じやないかと、こりやいふやうなものは、それは詭弁といふものであつて、原則を無視し、憲法にも疑わしいやうな、そりやいふことをやるのは国会みずから取るべきことじやないではないか。こりやおわかりになつたでせう。

○事務総長(近藤英明君) お答え申し上げます。議長が議院運営委員会に諮つて給与規程を定めるといふことによつて、議長に特別におべんちやらを言ふこと、こりやいふことが起る

とは絶対に考えないのでございます。
○木下源吾君 あなたは考えられないけれども、それが世界的の通則なんだよ。

○事務総長(近藤英明君) 議長というものの立場が、先刻申します通り事務局に對する監督権の行使だけでありまして、この關係からいまして、議長に對して特に職員が卑屈になるというような問題は未だ曾て見たことではないのでございます。

○木下源吾君 議長に卑屈になるのではない。議長を操る者に卑屈になるということも議長に卑屈になるのと同じことなんです。

○事務総長(近藤英明君) ちよつと只今の議長を操る者というのは何者か存じませんのでわかりませんが、そういう国会職員が何人に対してもこの給手規程のために卑屈になるといふような事実は絶対にあり得ないと信じております。

○木下源吾君 給手というものは、これは生きる命の道具なんです。その実権を誰が握つておるかによつて、国民が握つておるか、議長が握つておるか、事務総長が握つておるかによつて違ふ、国民が握つておることと事務総長や議長が握つておることは大して違ふんです。生命の鍵を握つておるのですから。それはそういう実権を持つておる者が、そんなことはあり得ないと考えるのは、これは当然なんです。当然だ。併しながら、国会でこれをきめて法律にすれば、もうほうの側の意思も明朗になるのですよ。そうしてそれは誰かわかる。何もそんな面倒なことを言わないで、法律できめればいいの

です。こんな原則的にきまつていて、これを国会だけにひん曲げてやる、国会が別村だなんて、そんなことを誇ることはない。私はそれを言つてゐるので、従つてこの体系といふものはそこに、これは当初お尋ねしたのですが、いわゆる保護の実体が更に法の上に有利になつておらない。余計もつてやから、たぐさんの給手をやるから保護が全うしてゐるというものでない。それは女郎屋の女郎が一般よりも余計に金が渡ることがあるのです。それが必ずしも幸福であるということにはならないのです。

○兼岩傳一君 法律できめるといふ原則を特にこういふふうにした説明の半べらは聞いたんだが、もう半べらが押さへたいと思ふのです。どういふ利益があるのです。あえて原則を破つてまでそういうふうにするといふことについて、誰かどういふ利益を受けるかといふことを、そういうふうにしなればならなかつた必然的な根拠を述べ下さい。しても別に差支ないといふ、そういう消極的な説明でなくて、これが正しく誰の利益であつたかといふことを明確にして下さい。

○事務総長(近藤英明君) お答え申上げます。国会職員の特殊性を活かすに資する給手制度を確立する上におきましてこの制度のほうが適當であらうと信じておる次第でございます。

○兼岩傳一君 特殊性をどう活かされるのですか。

○事務総長(近藤英明君) 将来におきましても国会職員の特殊性を、特殊な勤務状況を考慮いたしまして、これに適合するものを漸次作り上げて行くといふ上におきましては、このほうが妥

当であらうと考えておる次第でございます。

○兼岩傳一君 どういう特殊性を認識して、特殊性に合致するような給手体系を作るためには、法律によると非常にまずいのですか、どういふ点がまずいのですか。

○事務総長(近藤英明君) 法律によるよりも、議院の状況をよく御存じになつておる議院運営委員会の合同審査会に諮るといふ慎重な手続を踏んで両院議長が協議をして定められるというこ

とであるならば、国会に最も適する制度が立てられるものと信じて疑わないのでございます。

○兼岩傳一君 どういふ点が法律で定めるよりもこの形が慎重でありますか、慎重といふことはどういふことですか。

○事務総長(近藤英明君) 慎重であるとは申しますのは、国会を代表せられる両院議長が協議し、而も両院の議院運営委員会に諮られるという点が慎重であると考えております。

○兼岩傳一君 人事委員会その他の關係責任委員会、他の万民を律する法律を決定するよりも、こういう規則のほうが慎重だといふことは、どういふ根拠がありますか。

○事務総長(近藤英明君) よりも慎重であるとは申上げておらないのでありまして……

○兼岩傳一君 あなたはそう言いました。○事務総長(近藤英明君) 申しておりません。速記をお調べ願います。

ております。

○兼岩傳一君 いやそういうことは言いません。慎重と言いました、あなたは。特殊性に鑑みて……

○事務総長(近藤英明君) 両院議長が協議し議院運営委員会に諮るから慎重であると申上げたのでございまして、法律よりも更に慎重であるとか慎重でないとかいふことには触れておらないつもりでございます。

○兼岩傳一君 その点に触れられなければ答弁にならん。法律できめればこの規程によるほうが如何なる人たちに對して、例えば国民或いは職員或いは法律の遵守という問題等と具體的にどういふ利益があるかといふことを説明されなければ我々審議できんじやありませんか。ただ思ひつきである……

○事務総長(近藤英明君) どういふ点で利益であるかといふ点は、こういう方法でいたしますことのほうが国会職員に對する制度を順次作ることがやりやすいといふ点で私は適當であらうと存じております。

○兼岩傳一君 あなたの意見によると、法律で決定するよりも両院の議長や議院の合同審査会のほうがより適當なものであるといふことになるでしよう。そうすると、法律によつて決定する場合にとるべきあらゆる過程に比べ、この規定による両院の議長とそれから両院の合同審査会に諮ることのほうがより慎重だといふ、より適當、どういふわけでより適當ですか。

○事務総長(近藤英明君) より適當であると申しますのは、国会の事情により精進せられておる議院運営委員会に

おきましてこれをおやりになるから適當であると、かように存じておるわけでございます。

○兼岩傳一君 それは以てのほかの説明であります。そういう言葉の先で臆著することであると、当初にそも、立ち寄るのです。私はこれは人事委員会にかけられるほうがいいといふことを主張したけれども、多数がそういうふう

にすでにきめておられたし、私がたまにたかきまつた、その關係とこれは同じ關係になつて来るのです。つまり給手をきめることは、やはり一國の全公務員の給手体系の一環としてきめるべきで、全体を離れた特殊性といふものはない、一般性を抜きにした特殊性といふものはあり得ないので、国会の職員が特殊性を持つことは我々は十分承認します。併しながらその特殊性を十分に客觀的に正しく把握するためには、やはり一般性ととの關連においてこれを見なければならぬ。一体議院の委員がどうして全公務員の給手体系について精細な知識を持ち、且つ慎重審議するやうな時間的余裕が、言葉の上でなくて現実にどこにあるか。ないのですよ。これは人事委員会のほうで十分な慎重な審議をいたすべきものであると我々が主張したのと同じ理由によつて、やはりこれは法律として諮るべきものである。それを法律として諮らないで、どういふふうに出して來られたのは、あたかも国会職員の全給手体系をやはり人事委員会にかけないで、

そういうあなたのような論旨からこういつた形で議院にかけられたのと正に同一の私は主張に立つておるものと思ふのです。従つて今後他のいろ／＼な

おきましてこれをおやりになるから適當であると、かように存じておるわけでございます。

私も五つ六つ尋ねなければならぬと考
えておりますが、今まあ関連でこの問
題でこの通り下げたほうが便利だか
ら私は人事委員でないけれども明ら
かにしようと思つてお尋ねしておるわけ
であります。あなたの説明では特殊
性だけを主張して、全体性、公務員全
体との関連においてどう扱うのが適当
であるかというこの説明がついてお
りません。而も法律で定めるべきも
のを法律で定めないので、こういう規程
に譲るといふだけの根拠が説明されて
おりません。少くも私が先ほどから
の両委員との関連におけるあなたの説
明を聞くと、だからこの二点を説明し
て下さい。法律に譲ることは不適当で
ある。そしてこの規程にすることは
非常なプラスがある。この二点を説明
して頂きたいですね。どういふ点が法
律だと不適当ですか。

○事務総長(近藤英明君) 先刻も最初
から申します通り、原則的に給手が法
律で定められることは理論的に私共は
それでもよろしい、それが正しいん
だ、併し国会職員に限りこういう方法
で定めることのほうが、国会職員の給
手と申ししても、全然他の公務員と
全くかけ離れたものを作るなんとい
うことは、これはゆめ／＼考へる問題で
はないのでございまして、一般職員の給
手の状況を眺み合せまして国会職員の
特殊性をこれに十分に加味しながら給
手規程を定める、その加味する方法は
こういう議長が議院運営委員会の合同
審査会というものに諮つて決せられる
方法でやられるならば、国会職員の特
殊性というものを慎重に考慮して定め
て頂くのに最も適当であらう、こうい
う考えを申上げただけでございませ

○兼岩傳一君 そうすると、あなたの
認識は一般性よりも特殊性のほうが大
きいという認識ですね。そういうこと
になりますよ、あなたの論理から推せ
ばですね。一般性よりも特殊性のほう
が大きく且つそのほうが決定的な要因
を含んでおるから、これは法律にはよ
れない、こういうことにしなければあ
なたの論理は通りませんよ。そうでな
ければやっぱ法律によらなければな
りませんよ。

○事務総長(近藤英明君) 一般性と特
殊性とどつちが重いかということは私
は論じたい覚えはありませんが、国会職
員も一般職の職員の給手の状況を十分
に考慮しなければならぬということ
は……一般性というものは十分に考慮し
なければならぬと存じております。同
時に国会職員の特殊性に鑑みまして特
殊性を十分に考慮いたさなければなら
ぬ点が存在します、こういうことを申
上げてゐるわけでありませう。

○兼岩傳一君 特殊性が十分活かされ
ますか、こういう形でやると。

○事務総長(近藤英明君) 私どもはか
ようにいたしますこと、このほうが特殊
性を加味いたします上において便宜であ
らうと存じてゐるわけでございます。

○兼岩傳一君 そうするとこれから先
は見解の差ですか。

○事務総長(近藤英明君) それは兼岩
さんのお考えでございませう……

○兼岩傳一君 僕は今までの説明で
は、折角、私は何じ国家公務員法を完
璧無比なものなりとか、階級的なこと
ごとく優れたものであるとは考えませ
ん。併しこれを破られるというものは
なせ破られるのかという理由だけは十
分承知しないと、あなたがたの御提出

の、あなたがたが相談しておられるこ
ろの立場がよくわからないから……

私は法律を、あえて法律の原則を無
視する以上は、それだけの根拠を十
分説明されておらんとお思いますけれ
ども、まあ他の委員の連合委員会です
から、僕はこの程度にしておきます。

○水橋藤作君 関連して一点お伺いし
たいのですが、只今事務総長は国会職
員は特殊性を十分活かす必要を感じる
が故にこの方法による言われること
をまあ一応諒といたしまして、然らば
その特殊性を活かす上において、今日
までどういふことで特殊性を発揮され
たか、又今後どういふようなことの
場合に一般よりも特別な取扱ひをしよ
うというお考えを持つておられるか。

例えて申上げますならば、そういう
お考えがあつたとするならば、先頃の
徹夜を続けた場合のごときは、直ちに
それらを十分活用されて、そして議運
なら議運、或いは両院協議会へ諮つて
やはり事情に即したことをおやりにな
つて然るべきだと考へるのでありま
す。その意味におきまして、これから
もその特殊性をどういふふうにかし
て行くか、一般よりもどういふふう
に取扱つて行くかという考えをお持ちに
なつておられるか。(「その通り」と
呼ぶ者あり) 先ずその点をお伺いした
い。

○事務総長(近藤英明君) 前回の非常
な忙しかつたときの措置、それにつき
まして一つ二つ御質問になつたわけ
あります。この場合にはまだ現在の
給手規程は通つておりませんのでござ
います。併しその状況の下におきまし
ても、現状においてなし得る最大限度
のことはいたして来ております。例え

ば超過勤務の措置等につきましては、
本院において行いました程度の、本院
の特殊の事情の下におきまして行なつ
たことは他の各省においてはあれだけ
の……、ああいう勤務もないと思いま
すが、ああいう勤務に対して本院と同
じ程度の措置をお取りになつてゐるか
どうかは私はその例を承知いたさない
のでございませう。

○水橋藤作君 只今の御説明では、あ
の当時の勤務状況を考慮して相当にあ
れをしてあるとおつしやるのですが、
どの程度にされましたか。

○事務総長(近藤英明君) 超過勤務の
支出の状況につきましては、これはち
よつとここで水橋さんに詳しくどうい
うふうに扱つたか、私から申上げるの
は如何かと存じますが、各部課からの
申告を取りまして、これに對しまして
十分な支払をいたしたつもりでござ
います。

○水橋藤作君 それは私も無理に誰に
幾らやつたかどこで言えとは申しま
せん。併し基本的にやはり組合から申
出があるわけでありませう。あなたはお
受取になつておりませんか。

○事務総長(近藤英明君) 水橋さんか
ら一段進んでのお話であります。超
過勤務につきましては組合からの要望
よりも先に、組合は実は一生涯懸命の
ときは皆よく働きました。そして同時
に組合としてはあの際言いたいことは
たくさんあつたでございませう、言
いたいことがたくさんあつたにかかわ
らず、皆さんのあの激しい何と申しま
すか政治の場面を見まして、その状況
に何か便乗するといふ態勢を国会職員
がとるといふことは、極めていろ／＼
の面からいろ／＼な誤解を生じては困

るといふので、非常に涙ぐましい態度
を持つておつたことは私も認めること
であります。従つて私のほうは、職
員の側から要求があるからする、要求
がないからしない、こういう考え方は
誤りだ、だから私のほうから進んで実
情を見ておる態度をとらなければなら
ん。私のほうは職員組合の代表者と
会ひまして、この措置について十分の
措置を取らうという考えを早くから持
つておつたわけですが、あの一段落が
つくと同時に、その月分として割当の
はかに先月の二十日以後の実情につ
きまして各部課からの申告を取りまし
て、これによりまして措置を十分いた
したのであります。これによつて御下
承を願ひたいと思ひます。

○矢島三義君 関連して……昨日で
したか、職員組合のかたからいろ／＼
御要望を承つた中に、特殊勤務手当
を特殊性から云々という要望があつた
のであります。それに関連して今水橋
さんからお話があつたのですが、私ど
も今後国会の健康に當つて手野郎の態
度は次第ではあるが場面も、やはり私
は国会を上廻るお堀端の権威がなくな
つた今後折々あるだろうと私は予想し
ておるわけですが、あの際に今議長御
発言のように議長の人徳高き統率、
ろしきを得た点もあると思ひますが、
国会職員のかた、実に職員は処女のご
とくやさしく、私が国会職員であれ
ばただで済まなかつたと思ひます。と
にかく最後まで御努力頂いたわけだ
が、私はあのときに国会職員の勤務状
況をあちこち庶務小委員の一人として
視察したのですが、例えば御視察さん
な、いつ本会議が始まるかわからん
ので、朝の十時から夜の十二時まで直

ちにベルが鳴つてもいよいよ常に緊張した態度を継続しておる、ああいう勤務というのは私は相当つらいだろうと思う。それから遠方のかたがお帰りできなかった点とか、或いは昨日組合の代表のかたから、家族のかたが赤ちやんを背負つて、そうして着替えを持つて来て補給したというふうなお話を承つたのでありますが、従つて我々国会に議席を持つ者として、あの国会職員にどういふような或いは精神的、或いは物質的な報いをしたかというところは非常にまあ関心のあるところなのですが、私は詳細なものは要りませんけれども、書面によつてこの程度やつたという私は資料を出して頂きたいと思ふのです。あれが今度だけであつて、今後絶対にないということではなくて、今後ああいう事態というものは、我々自主国会を運営して行くに当つて折々あることだと思ひます。昨日要望もありましたし、妥当な線を出して行かなければならないと思ひます。

○事務総長(近藤英明君) 矢嶋さんのお話で職員に対して非常に御同情のあるお言葉に感謝するのでございますが、確かに職員は非常な過労の状況で、而もこの間の暑さの際に着物を着替えることもできない、家に帰ることもできない状況を続けたことは事実であります。而もあのときに職員として言いたいことは多分にあります、今になつては言えますが、あのときに物を言うということはいろいろの誤解を生じます。或いはああいう国会の中で対立の際、職員の取る行動というものはいろいろの誤解を招いて、国会職員がそれ以上に不利益になることは体験済みなのであります。従つて国会職員は齒

を食ひしばつてよく働いたわけであり、従つて私はこの点につきましましては私はできる限りのことは最大限度いたしたいということではあります。現在の状況でいたし得るものは何かという超過勤務を十分に払うという以外には現在の状況では何もないのであります。但しここで私が給与規程におきましてはここでも余り触れたくはないのでございますが、と申しますのは、給与規程等が通りましますならば、将来におきましても、国会職員のそういう状況の下に、例えば超過勤務を、その超過勤務の分量だけければこれでいいわというのではないという気持ちです、つまり超過勤務を十時間余計やつたら、十時間だけ超過勤務手当をもらえば、これですむわという考え方、これは笑はちよつとここで説明できないというのが実は私の心情でございます。と申しますのは普通の公務員法の建前から言へば、四十何時間より十時間多ければ十時間払えばいい。それも払つてないところが多いいのであります。ところが本院におきましてはちゃんと払つてゐる。併しそれを払つてそれでいいという考え方は、私の持つてゐる部下に対する国会職員に対する私の気持では許されません。というのはこの間の状況から申しますと、それにプラス何かの方法はつかんものかということでございます。それは給与規程等におきまして将来においては十分なる考慮の方法を取るようになつたという念願を持つてゐることだけを申し上げておきたいと思ひます。現在までやつた措置の表を出せということをおつしやつても、超過勤務手当を払つた以外のものはございせんか

ら、それは出して見てもしょうがないのじやないか、こういうふうな考えます。○矢嶋三義君 事務総長はそういうふうに御答弁なさいます、政府職員の超過勤務手当支給の基準によつて完全に払われておりますか。○事務総長(近藤英明君) 払つております。

○矢嶋三義君 そうですか。相当超過勤務の枠は制限されておつて実際にはないのじやないですか。○事務総長(近藤英明君) 矢嶋さんは実は庶務小委員であられますから、庶務小委員会において数回に亘りまして細かなことを逐記もございせんので申上げたこともございせんのです。その点は、又何か超過勤務の実情につきましましては、ここでの発言はお許し願つたほうが私はいかと思ひますので、お許し願ひたいと存じます。

○矢嶋三義君 私が確かめておくのは政府職員の超過勤務の支給準則に従つて完全に支払われてゐるのかないかという点に對して、事務総長は支払われてゐると……○事務総長(近藤英明君) その点は払つておりますというところをこゝで申上げます。これを信じて頂きます、こゝでは一つその内容等に互つては別の機会にお聞き願ひをお許し願ひいたします。

○水橋肇作君 規定に基いて超過勤務を、つまりその時間数だけをお払いになつた、こういうふうな解釈してよろしいのですか。○事務総長(近藤英明君) その通りでございます。

○水橋肇作君 そこで先ほどの御説明は、それは組合のほうからの要求がなかつたときに、もうすでに事務総長は自発的におやりになつた、こういうふうなことも解釈してよろしいのですか。○事務総長(近藤英明君) 組合からの要望によつて支払うというものではない、こちらとして当然支払うべきものとして用意していたということを申し上げておきます。

○水橋肇作君 今控室へ私は戻りましたら、組合からの申入が来ておつたのでこゝへ持つて来ているのですが、この申入によりまして議長、事務総長に要求したけれども、未だにその何らの見通しがつかないということがこゝでも強く意思表示がされてゐるのを私は今控室から持つて来たのです。総会の決議を以て我々は断乎闘うという強い書類を見たが故に質問したわけですが、そこで我々としてはやはり組合が要求しない前に規程によるものだけを出した、併し事務総長としては許すならば何とか別個の方法によつても十分の手段を差上げたという真心と組合との間のいきさつが、我々第三者から批判するならば、これは円満にものが運ばれていないというふうに一応考えられるのであります。組合側といたしましても事務総長の本日まで考えていられることを了とされ、又事務総長も組合の要求が尤もである、何かの方法によつてこれ以上の方法を取らなければならぬという考えを持つておられるとすれば、こうした何と言ひますか文書と言ひますか、我々にこうしたものも示されない。総会の決議を以て我々に示されているというところから考えますと、我々としてはどちらを信じていいかわからない状態にあるわけではあります。

○事務総長(近藤英明君) 先ほどの御質問は超過勤務の御質問があつて、それについてお答え申上げたつもりでございますが、超過勤務についてのさういふ要望があるというところは私は承知いたしておらないが、その要望は超過勤務でございまいしょうか、あの問題ではないと私は一応想像いたします。

○水橋肇作君 私が先ほど申上げましたのは、この前未曾有の国会のああいう状態があつたとき、それに対しての手当を出したかどうか、こういうことを私は言つたのです。超過勤務手当はこれは言うまでもなく出すことは当然前なんです。だからあなたが先ほど言われた組合に対して誠意を示された、その誠意があつたとするならば、この組合が恐らく国会の組合の総会の決議によつてこんな強い意思を表示したことは恐らく今まで余り類例がないと思ふ。だからあなたの誠意を組合が十分

は、それは組合のほうからの要求がなかつたときに、もうすでに事務総長は自発的におやりになつた、こういうふうなことも解釈してよろしいのですか。○事務総長(近藤英明君) 組合からの要望によつて支払うというものではない、こちらとして当然支払うべきものとして用意していたということを申し上げておきます。

○水橋肇作君 今控室へ私は戻りましたら、組合からの申入が来ておつたのでこゝへ持つて来ているのですが、この申入によりまして議長、事務総長に要求したけれども、未だにその何らの見通しがつかないということがこゝでも強く意思表示がされてゐるのを私は今控室から持つて来たのです。総会の決議を以て我々は断乎闘うという強い書類を見たが故に質問したわけですが、そこで我々としてはやはり組合が要求しない前に規程によるものだけを出した、併し事務総長としては許すならば何とか別個の方法によつても十分の手段を差上げたという真心と組合との間のいきさつが、我々第三者から批判するならば、これは円満にものが運ばれていないというふうに一応考えられるのであります。組合側といたしましても事務総長の本日まで考えていられることを了とされ、又事務総長も組合の要求が尤もである、何かの方法によつてこれ以上の方法を取らなければならぬという考えを持つておられるとすれば、こうした何と言ひますか文書と言ひますか、我々にこうしたものも示されない。総会の決議を以て我々に示されているというところから考えますと、我々としてはどちらを信じていいかわからない状態にある

認めなかつたか、それとも組合のほう
がこの機会にこうした決議をしたこと
があつたのか、或いは我々としては組合か
ら我々にこの書類が出された組合の委
員長の心構え、総会の結果をお伺いし
たいというわけですか。

○事務総長(近藤英明君) 水橋さん、
今のはつきりおつしやいませんが、
それは国会手当一カ月分をもらいたい
という要望ではございませんでしょ
うか。

○水橋藤作君 そうです。

○事務総長(近藤英明君) さようで
ございますか、これは昨日も議院運営委
員会において、この部屋におきまして
組合側の諸君からの意見を議運のかた
が聴取いたされた、人事委員のか
たもその席に列せられたが、聴取いた
された。その際においても、国会手当
の支給は要望書の、組合側の出された
意見の末項の八項に載つております、
そしてその際組合から説明があつたわ
けでございます。それに對して御質問
があり、一体国会職員は国会のために
サービスする職員だが、それに對して
国会の手当をくれというのではどうか
という質問があつた、いろいろ御質問が
あつたわけでございますが、この問題
に關しては私は数回に亘りまして組合
からの要望に接しております。それで
これは御承知の通り元ありました給手
規程の中には、ちやんとこの給手規程
の第十五条には載つております。十五
条には国会手当を支給することができ
るという規定がございませう。ところが
御承知の通り一般職にせられまして、
一般職の給手規程によりましてとかが
なものは出せないという状況で、今日

までこの問題はいわば何と申しますか
仮死状態になつておるわけではござい
ませう。そこで新しく給手規程ができる
場合に、これが今後財政上、予算上の
関係等をにらみ合せなければならぬ
ので、規程ができたから直ぐに金が払
えるというものではございませんし、
一応この規程をどうするかという点で
非常に検討を加えたわけではございま
す。この規程は残して置くかどうやない
か、将来に望みを嘱してあつた特殊
の場合のときに何らかの方法を講ずる
ために、この規程は残して置くとい
うので、新しい給手規程の中にもこれ
は残してあるわけですが、現在におい
て組合員諸君からは是非これはこの国
会分からも支給して欲しいという要望
には接しております。併し現在まだこ
の国会の会期中でございませうので、会
期の途中で国会手当を支給したとい
うことはこれは過去の給手規程時代に
一般職になります前といへども支給
したことはございませんし、同時に
当時の予算状況の下においても或いは
国会のさ中において支給したというこ
とは、これはいたしたこともない。の
みならず適當でございませんし、又現
在において、これがいつどういふふう
にできるかという点については、これ
は極めてデリケートな問題であるこ
と、又むずかしい問題でございませう
ので、衆議院ともこれは本院だけの問題
ではなく国会全部の問題でございま
す。衆議院とも慎重に相談をいたし
ておる問題でございませう。なお本件に
つきましては、議長に對しましても組
合からは正式に要望いたされておるこ
とは同様承知いたしております。

○水橋藤作君 今の説明でこのいきさ
つがわかりました。先ほど事務総長
が私が先刻国会のあの会期延長に伴
い、又時間切れまでのあの勤務状況に
對しての手当を十分見ておるか、こ
う言つたらば、十分見ておるか、こ
ういふ見解に立つておる。それから先
ほど特殊な取扱ひをしようという考え
も持つておられる、そういうことをお
しやつた中に、今の勤務手当はやつた
のだから、もう十分やつてあるのだと
いうふうな我々にちよつと聞えたわけ
なんです。併し実際第三者がここで聞
いた場合に、我々が判断した場合に、
事務総長としては相當の勤務手当はも
う十分出してあるのだ、より以上出し
てあるのだ、むしろここで言うところ
が出る、より以上のことはしてあるの
だという印象を受けたわけなんです。こ
ろが組合側のほうからこういふ要求が
出ているので私はちよつと不審に思つ
たのですが、先ほどいろいろ言われた
ように、特殊な取扱ひをしようのだと
して我々は善意に聞いた場合に、今後
これをどういふふうにして行こうか、
行くかというところに問題が残ると思
うのであります。その際に今言われる通
り、やはり本国会中にどうしても、ど
うことだ、特殊な取扱ひをするとい
うのじやなくて、やはりそういう形を
取るとするならば、先ほど木下さんの
言われる通り、やはり人事院の公務員
の規定の、要するに勤務を余計した場
合に勤務手当をやる以外に手はないと
いう結果になるのであつて、特殊な取
扱ひをしようという先ほどの申出でと
マツチしないように考えたので、質問
したわけなんです。これにつ
きましてこの書類を見ましたので、組

合等も、特に私は組合と相談して後日
お伺いすることにしまして、組合の答弁を
求めました。取消します。

○木下源吉君 大分やつたけれども、
議長とやつたつてこれは別の面も発生
しておるので、議長とこれを具體的に
みつちり何するのには相當時間がかか
るのです。一、二の例を言いますと、
これは議長にお伺いするが、国会職員
の任免権は誰が持つておるのです。

○事務総長(近藤英明君) 法律の定む
るところによつて事務総長でございま
す。人事権者は事務総長でございま
す。なお言葉が足りませんが、参議院
事務局の職員に關しては事務総長で
ございませう。

○木下源吉君 そこで私は事務総長と
いふものと議長といふものは不離一
体だと思ふ。これは異議ありますまいな
らうですか、議長……

○事務総長(近藤英明君) 只今の御質
問の点は、ちよつと何と答えていいか
私にはわからないのでありますが……

○木下源吉君 とにかく関係が深いこ
とだけは事実でございませう。

○事務総長(近藤英明君) 事務総長は
国会の役員であり、議長の監督を受
け、議長の名を受けて職務を行なつて
いるという意味においては、極めて密
接な関係にあるといふことは事実で
ございませう。

○木下源吉君 そこで、そのような
密接な関係のある事務総長が任免権者
である。そして議長は給与を定め
る、これは二つながら公務員の死命を
握つておるわけですから、そこでこの死
命を握つておる者が、不利益な場合の、
国会職員の不利益な場合の、例えば苦
情処理だとかいふ……そういう場合

に、やはりこれを決定するのは最終的
にはこの御本人だ、議長、事務総長。
議長、決定するのは……。そんな
だ私はさつきから言つた封建的だとい
うのは……。人事院はそういうところ
に獨立しておつて、第三者的に公平に
見る機関なんです。ところが国会に限
つてはこれが一本にまとめられて任免
権を持つておる。給与権も持つておる。
それは苦情があつたら苦情を処理す
る、こういうのはこれは非常に誰が考
えても合理的ではないのです。近代
的には……。言わば破防法の時でも
行政官が捜査し、逮捕し、これを処分
をする、そういうような一切のことを
やるのと同じなんです。この体系
が……。そこで私はこの法の体系はだ
な、何としてもこれは民主主義的じゃ
ない、民主主義ではない。氣にくわ
なければならぬ苦情処理を申入れたつ
て、それはだめなんです。公平審理の
原則というふうなものはここには用い
られないのです。これを公平審理の審理
をどういふふうにして公平に審理する
ことができるかといふことを、納得の
行くように一つお話を願ひたい。これ
は自分でやつたことを自分で今度は
公平処理すると、こうなるのです。
つまり……。あなたに言わせ
れば両院の議院運営委員会の何だか
んだか、審査委員会だ、こつち言つ
ておるけれども、やつぱりそれは決
定するのは最終的には、丁度破防法
におけるように、それは裁判を受け
る権利はあるといふけれども、終い
には内閣総理大臣、行政府の長がそれ
を帳消しすることができ。ですからそ
ういふ屁理窟ではなく、実際にこれは

公平に審査することができるのかどうか、これは一つ納得の行くように御説明を願いたいものです。

○事務総長(近藤英明君) 議員の不利益処分に対する公平委員会の組織がどうなっているかという問題でございます。これは国会議員法の規定によりまして苦情処理規程の案を用意しております。そうしてこれは庶務小委員会においても一応御説明申し上げたわけでございますが、本院と衆議院とはこれは又考え方が違いますが、本院におきましては、先刻申し上げた通り、あくまで公平委員会は第三者の公平委員会という組織を堅持しよう、こういう考え方を持つて来たために、他の各事務局との間の意見の合致を見なかつた点があるわけであります。更に私どもとしましては何と申しますか、任免権者、人事権者である事務総長の勝手な公平委員会なら、ないほうがいいのだと、こういう考え方でございます。はつきり申し上げまして、他と全然関係のない第三者の公平なる裁判機関のような、第三者で構成されたところの公平委員会、三人から構成されたところの公平委員会の審査を経るようにして、そうしてこの苦情の処理を決定したい。こういう考え方で、極めて公平なる第三者から構成される公平委員会を組織したい。それは議長が任命する公平委員の三人を以て組織する。こういう考え方でございます。そうしてその場合に、庶務小委員会でも御質問がございまして、一体国会議員をするのか、こういうお話でございました。これは国会議員にあらざる者ということをはつきりこの規定は書いてございまして、国会職員でないのは当然である

のです。私の考えから申しますと、国会の議員にはなつてもらいたくないのだと、こう申しておるわけでありまして、申しますのは、その国会の議員になぜなつてもらいたくないかと申しますと、すでに議員の人事に關しては議院運営委員会におきまして、これは同意権、承認権をお持ちになつておるわけでありまして、そうして議員の代表者をすでに各党からお出しになつておられる議院運営委員会は、人事に關して或る程度のすでに発言権をお持ちになつておるから、人は違ふと言ひながら議員を以て構成するような公平委員会であるならば、これは職員としては真に安心の法が得られない。よつて第三者に議長が委嘱するといふ建前によつて、全くの第三者からこれはやりたい。その場合には一体事務局には何か非常に關係の深い人でやるのか、こういう御質問もありました。併し例えは私が事務総長をやめてから、一番よく事情を知つておるからやつてくれといつても、御免蒙るというのです。なぜかと申しますならば、私の永年行なつた人事の、その影響による人事が行われるかも知れない。その責任を負うべき私がなつたりしたのじや適当じやない。少くともこの影響が消えてからのち、私がやめてから二十年、三十年も若し生きておつたら、なつてくれと言われたら、多少は前のことは知つてい

るかも知れないといふことで、なりましてということはありません。やめて二年や三年経つてなつてくれと言われても、公平じやない。公平委員会というものは全くの第三者を議長が選ばれるという考え方で、公平委員会においては嚴重な審査をやるといふのが、参議院事務局の考え方でございます。

○木下源吉君 そうすると、まだその規程はないのです。

○事務総長(近藤英明君) 規程の案はできております。

○木下源吉君 いつ出しますか。

○事務総長(近藤英明君) 案は議院運営委員会に諮つて決定することになつております。

○木下源吉君 今国会中に……

○事務総長(近藤英明君) 今国会中にこの職員法がきまれば出すつもりでございます。

○兼若傳一君 そうすると、我々の受取つておる職員苦情処理規程とは違ふのです。

○事務総長(近藤英明君) そうでございます。

○兼若傳一君 それならば、例へば、委員は国会職員の職を兼ねることができない等々と、あなたの言われた国家公務員からは出ないというだけのこと

で、これで公平委員会は何かあなたのおつしやるような公平無比な、真に公平な意見を出し得べきところの客観的な基準は明らかにされてないじやありませんか。

○事務総長(近藤英明君) これは特に、議員というよりなことを謳ふ必要もあるまい。職員が兼ねることができないといふことは当然ここに書かなければならない点ですが、その他の点については、公平委員については、全くの第三者を選ぶべきものだといふ、これは当然のことであるといふ気持であるから、書いてございませぬ。

○兼若傳一君 書いてございませぬ、これはあなたの御意見ですか。

○事務総長(近藤英明君) これはさうな立場において、この公平委員といふものは、議長が選考をいたされるものと考へております。

○木下源吉君 さつきからいふ、お話があるが、結局は議長を神様にして、これは議長が神様であれば何う何でもよい。給ふも議長がやる、それをやるから、神様であれば何でもよい。私はその点をさつきから言つておるのです。それは神様ならばよろしい。如何に何でも、その議長が任免権、いろいろ権利を持つておつて、それに対する苦情を、議長が指名する委員で以てそれはそれでやらせよう、これは到底公平に行くものではない。これは国民の三歳の童児にもわかる。もう一つは、これは法律を出すならば、やつぱり同時に出すべきじやないかと思ひます。それはいふ、何があらうか……

そこでもう少し時間があるようだから伺ひますが、ここに同盟罷業、その他いろいろ労働基本権を制約しておる。これは第十八条ですか、「国会職員は、同盟罷業、怠業その他の爭議行為をし、又は国会の活動能力を低下させる意圖的行為はしてはならない。」云々と書いてある。してはならない。このやうなことはこれはどこから例を引いて來られたのですか、私は特別職であるからと言つて、特別職はみんなこ

ういふやうなことを設けるべきものじやないと思ひますが……

○事務総長(近藤英明君) 只今の御質問の点は、国家公務員法の趣旨に従つておるわけでございませぬ。

○木下源吉君 国家公務員法の趣意に従つてこれだけの制約をしたならば、同時に、苦情処理でも、救済のなには

今のやうな国家公務員のような法に基く公平審理ができるやうな途を持たないのか。一方は国家公務員法と同じやうに取扱ひ、それは言うまでもなく労働基本権を制約しておる。制約しておる。憲法に手えられたる権利を制約しておる。然らばさういふ代償といふものは、あなたがたおつしやるやうな薄弱なものではなく、もつと確固たるものでこれを保障しなければならぬといふことは、これは原則だ。その原則を何故にこつしやるやうな、つまり軽い、そうしてこつしやるやうな、あまいもの、規定し、それによつてやるのか、その点を一つお伺ひしたい。

○事務総長(近藤英明君) 爭議権その他の制限は公務員法の場合と同様でございますが、然らばその場合に公平委員会といふやうな組織をもつと考へるべきではなかつたかといふ御質問と考へますが、一般職であるならば人事院といふところが、これは本院で申します公平委員会に当ると存じますが、本院におきまして特別職としての国会職員が第三者の機関として人事院の御厄介になることは適当じやありません。こ

こで新たに国会としては別個の独立な純然たる独立な公平委員会を持つことが適當であらう。この考え方につきましても、關係各事務局との間にいろいろ意見がありまして、各事務局において持つておられます御意見といふものは私どもの考へていふやうな、第三者の裁判機能的な考え方ではないに、妥協機關として各代表者に議員をまづこ

う考へ方を持つておる事務局もあるわけでございますが、私どもはさういふ妥協機關であつてはならないのだ。

やはり裁定機関なんだから、独立の、第三者のほうに妥協である。こういう見解を私も参議院事務局のほうとしては、持つてゐるのであります。その見解に基づいてやつたのがこの公平委員会でございまして、従つてそういう見解から公平委員を遂ぐというので、公平委員会ができていたしませうれば、全くの第三者で、そういう本院の内部に利害関係のないかた、こういうかたが公平の立場からやつて頂くならば、これは人事院に提訴する場合と何ら変わりはない。十分な公平な安全保障の措置が取られる、かように考えるわけでございます。

○木下源吉 よく総長は考えられる考えられるで、とてもないようなことを考えられて、どうも迷惑な話だと思ふから……。国家公務員法が一般職に適用すると同時に、同じような性質の、国鉄、専売等は公金労法というのがあつた。ここには団体交渉権が認められてゐるのです。そこで国家公務員は一般職でなぜ団体交渉権が認められないかという、お説教をするまでもなく保護の手段が講ぜられてゐるわけなんです。明確に公務員法の中に保護の手段が講ぜられてゐるからなんです。この場合国会議員は団体交渉権、ストライキの権利等いろいろ制限されてゐるならば、同じ法律の中に保護の手段が何人いへども肯定できる公平な手段が明快に規定されてなければ、いわゆる近代的な公務員制度というものはならないと私は思う。公務員法を御覧になればわかる通り、又公金労法を御覧になればわかる通り、ここでは給与に関する問題、そういう問

題は調停、次には仲裁裁定、これはこの裁定には労使双方これに服従しなければならぬと書いてある。このように保護手段が明確に規定してある。国会議員は特別職だからと言つて職員であるに違ひなし、身分的な保障が確定されていなければならぬ。この原則は譲られるべきものでなく、憲法で定められた保障、又マツカーサー覚書による憲法以上の当時権威を持つたマツカーサー覚書による諸事項というもののについては、公務員は保障されなければならぬのです。なんぼ便宜的であると云つて、国会はこれらの公務員の保護に対して冷淡であつてはならない。給与のみが高額であるからいいとか、他に比べて劣らないというものでなく、誠實、首切りに対するところの保障、自分の意に反してやたらに職を退けられ得ないところの保障、そしてそういう場合が起きたときには、そういう問題が起きたときには、厳格な規定によつて完全に保障されなければならぬ。これなくして、給与が多かろうが、或いは恩恵的な待遇を受けようが、それは近代的な公務員の、民主的な公務員の、欲するところではないと思う。かかる意味において、なぜこの保護の手段というものを明確に規定して出さなかつたか。こういうことをお尋ねするのです。

○事務総長(近藤英明君) 保護の規定が不十分ではないかという御趣意かと存じますが、先刻千葉さんからの御質問の際にもお答えした通り、実は参議院の事務局、私もいたしましては、この不利益処分に対する安全保障の措置というものについては、最も力を入れた点でございます。力を入れたが

故に各関係事務局の間の意見の一致を見得なかつた点があるものであります。一致を見ますならば、これは法律に全部規定いたしたかつた点でございますが、一致を見ないものは、ここに法律に組み込むことができないために、法律としてはただこういう方法を、苦情処理についての方法を作るのだという原則だけを謳ひまして、あとはこういう規程に譲つたわけでございます。ところでこの規程といたしましては、参議院事務局側の主張をかねていたしておりました最も公平なる第三者を以て組織する、事務局等に関係のない第三者を以て構成する公平委員会を組織するならば、これで職員的安全を保障し得ると、かような建前をつたわけでございます。

○木下源吉 そうですね、この法律は公務員的安全保障、公務員の不利益を保障するといふ点においては未だ十分でない、未成品だといふことに了解していいわけですね。

○事務総長(近藤英明君) 何と申しましか、これを法律の中へ全部書き込んでしまいたかつたという気持は現在も持つております。併しこれは各事務局間の意見が完全に一致を見ないといひますれば法律に書きようがない、併し私どもの要望いたしておつたような点を行うためには、それではどうしたらいいかというところは、法律に概括的な書き方をしてもらつて、他のほうで違つた考え方をとるといたしまして、最も安全であるという方法を確保しておくならば、職員としては安心してその職務を奉ずることが出来るだろうと、かような考え方でこの建前をつたわけでございます。

○木下源吉 総長の考はともあれ、ここに現れた形式としては保護の面に対しては不十分である、規定の上においては、ということはお認めになるわけですか。

○事務総長(近藤英明君) それは先刻も申し上げましたように、法律に全部書くことのほうがよいと考へております。併し法律に書き得ない事情であるから、こういう改善の策をとつたということに御了承願ひたいと思ひます。

○木下源吉 こういうことを規定することはよりよいことであるといふことはなく、私がしばしば説明するやうに、規定しなければならぬ義務を負わされておるのです。政府は、義務を負わされておるのです。よろしいですか。従つてこれに準ずる法律を作る上においては、やはりその義務を履行しなければならぬ。あるほうがいいのではなくて、先ほども言うやうに、原則ではあるほうがいいのではなく、原則を履行する、それを現わさなければならぬ。殊にこの不利益処分に対しては、明確に保護の手段を講ずる義務を政府に負わしめてあるのである。だからしてこの点は非常に曖昧なんです。この義務の履行しないといふことは不備である、公務員法に準ずることの法律は不備である、併し不備を忍んで今の程度でやつてくれといふあなた御意見なんだ、だからそういうふうに平直に解釈してよろしいかと、こういうふうにお聞きしておるのです。

○事務総長(近藤英明君) お説の通りでございます。

○木下源吉 それならばよろしいです。

○委員長(寺尾豊君) ほかに質疑はございませんか。別に御質疑もなければ、連合委員会を以て終了をいたしたいと思ひますが御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) 御異議ないものと認めます。散会いたします。

午後四時三十六分散会

昭和二十七年八月十六日印刷

昭和二十七年八月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局